

## 【フロン類の充填及び回収について十分な知見を有する者】

### 1 充填時

フロン類の充填については、フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこととされている。(規則第14条第9項)

フロン類の充填に関して十分な知見を有する者に当たる者の水準の例としては、具体的には、以下のA～Cが考えられる。

なお、現時点で以下のA～Cのいずれにも該当しない場合は、上記の知見の習得と並行して、施行後1年程度でA～Cに該当するように対応することが推奨される。

#### A 冷媒フロン類取扱技術者

(第一種) 一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

(第二種) 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

#### B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- ・ 冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)
- ・ 高圧ガス製造保安責任者: 冷凍機械 (高圧ガス保安協会)
- ・ 上記保安責任者 (冷凍機械以外) であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士 (中央職業能力開発協会)
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者
- ・ 自動車電気装置整備士 (対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。) (ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。)

#### C 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者を指す。

### 2 回収時

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

- ・ 冷媒フロン類取扱技術者
- ・ 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ・ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者
- ・ フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- ・ 冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)
- ・ 技術士 (機械部門 (冷暖房・冷凍機械))
- ・ 自動車電気装置整備士 (ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)